

調 書 (決定)

事 件 の 表 示	平 成 2 1 年 (才) 第 9 9 号
決 定 日	平 成 2 1 年 2 月 2 7 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	竹 内 行 夫 今 井 功 中 川 了 滋 古 田 佑 紀
当 事 者 等	上 告 人 m r k o n o 被 上 告 人 国 同 代 表 者 法 務 大 臣 森 英 介 同 指 定 代 理 人 五 十 嵐 徹
原 判 決 の 表 示	東 京 高 等 裁 判 所 平 成 2 0 年 (ネ) 第 2 9 2 9 号 (平 成 2 0 年 1 0 月 1 6 日 判 決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成21年2月27日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 我 妻 容 子 印

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 我 妻 容 子

